

◎児童扶養手当法の一部を改正する法律案 新旧対照表  
 ○児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手当額）</p> <p>第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次項に規定する基礎額及び同項に規定する加算額を合計した額とする。</p> <p>2 基礎額は、第四条に定める要件に該当する児童であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの（以下「監護等児童」という。）一人につき一万円とし、加算額は、監護等児童につきそれぞれ次の各号に掲げる監護等児童の区分に応じ、当該各号に定める額（次条第二項において「各加算額」という。）を合計した額とする。</p> <p>一 第一加算額対象監護等児童（監護等児童のうち一人をいう。以下この項において同じ。） 四万四千四百円</p> <p>二 第二加算額対象監護等児童（第一加算額対象監護等児童以外の監護等児童のうち一人をいう。次号において同じ。） 一万</p>	<p>（手当額）</p> <p>第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万千四百円とする。</p> <p>2 第四条に定める要件に該当する児童であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの（以下「監護等児童」という。）が二人以上である父、母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額（次条第一項において「基本額」という。）に監護等児童のうち一人（以下この項において「基本額対象監護等児童」という。）以外の監護等児童につきそれぞれ次の各号に掲げる監護等児童の区分に応じ、当該各号に定める額（次条第二項において「加算額」という。）を加算した額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 第一加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童以外の監護等児童のうち一人をいう。次号において同じ。） 一万円</p>

四百二十円

- 三 第三加算額対象監護等児童（第一加算額対象監護等児童及び第二加算額対象監護等児童以外の監護等児童をいう。） 六千二百五十円

（手当額の自動改定）

第五条の二 基礎額（前条第二項に規定する基礎額をいう。以下この項において同じ。）については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が令和四年（この項の規定による基礎額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基礎額を改定する。

2 前項の規定は、各加算額について準用する。

3 前二項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

（支給の制限）

第九条 手当（この項の規定によりその一部の支給を制限する場合にあつては、第五条第二項に規定する加算額に相当する部分に限

- 二 第二加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童及び第一加算額対象監護等児童以外の監護等児童をいう。） 六千円

（手当額の自動改定）

第五条の二 基本額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による基本額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基本額を改定する。

2 前項の規定は、加算額について準用する。この場合において、同項中「平成五年」とあるのは、「平成二十七年」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

（支給の制限）

第九条 手当は、受給資格者（第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、

る。)は、受給資格者(第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2  
(略)

父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2  
(略)

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童扶養手当法の準用）</p> <p>第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五條まで並びに第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基礎額（前条第二項に規定する基礎額をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、「令和四年」とあるのは「平成五年」と、「基礎額の」とあるのは「特別児童扶養手当の額の」と、「基礎額を」とあるのは「特別児童扶養手当の額を」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一條中「第十二條第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額」と読み替えるものとする。</p>	<p>（児童扶養手当法の準用）</p> <p>第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五條まで並びに第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一條中「第十二條第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。</p>

額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。